

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査における  
民間競争入札実施要項（案）

1 木材価格統計調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 木材価格統計調査の概要等

木材価格統計調査は、素材や木材チップの価格及び木材製品の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策、木材流通改善施策等の推進に資することを目的としている。

なお、従来の調査は農林水産省地方統計組織（地方農政局、地方農政事務所、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局）を通じて実施している。調査方法については、毎月、調査客体に対し調査票を郵送し、調査客体が自ら記入した調査票を郵送により回収する方法又は調査客体が毎月インターネットを利用し回答するオンラインシステムにより回収する方法で実施してきている。

ア 調査の対象

(7) 素材・木材チップ価格調査

製材工場、合単板工場及び木材チップ工場

(1) 木材製品卸売価格調査

木材市売市場、木材センター及び木材販売業者のうち卸売業者

イ 調査の規模

調査対象数：約400工場等（詳細は別紙1参照）

ウ 調査時期

(7) 調査実施期間：1～12月の毎月実施する。

(1) 調査の期日：毎月15日現在で行う。

ただし、15日現在で調査品目の取り引きがなかった場合は、15日に最も近い日のものを調査する。

エ 調査事項

調査の事項は、次のとおりとする。

なお、調査品目・規格の詳細については以下の表のとおりである。

(7) 素材・木材チップ価格調査

・素材

- ① 素材の購入価格  
製材工場、合単板工場及び木材チップ工場における工場着価格
  - ② 素材購入価格の対前月差
  - ③ 価格変動の要因
- ・ 木材チップ
    - ① 木材チップ工場におけるパルプ向け木材チップの工場渡し価格
    - ② 木材チップの販売価格の対前月差
    - ③ 価格変動の要因

調査品目及び規格一覧表

1 素材

(1) 製材用素材

		品 目		
国産・ 外材別	樹 種	材 種	規 格 (径 cm×長 m)	等 級
国産材	ま つ	中丸太	24~28×3.65~4.0	込 み
	す ぎ	小丸太	8~13×3.65~4.0	〃
		中丸太	14~22×3.65~4.0	〃
			24~28×3.65~4.0	〃
		大丸太	30~36×3.65~4.0	〃
	ひ の き	中丸太	14~22×3.65~4.0	〃
	からまつ	中丸太	14~28×3.65~4.0	〃
えぞ・とどまつ	大丸太	30~38×3.65~4.0	〃	
外材	米 材	米まつ	丸 太 30上×6.0上	No.3
		米つが	丸 太 〃	〃
	北洋材	北洋えぞまつ	丸 太 20~28×3.8上	込 み

(2) 合単板用素材

		樹 種	材 種	規 格 (径 cm×長 m)	等 級
外材	北洋材	北洋からまつ	丸 太	20上×4.0上	(合板適材)

(3) 木材チップ用素材

		針葉樹・広葉樹別	材 種	規 格	等 級
国産材	針 葉 樹	丸 太	チップ向け	込 み	
	広 葉 樹		チップ向け	〃	

2 木材チップ

針葉樹・広葉樹別	用 途
針 葉 樹	パルプ向け
広 葉 樹	パルプ向け

(イ) 木材製品卸売価格調査

- ・ 木材製品の販売価格
- ・ 木材製品販売価格の対前月差

調査品目及び規格一覧表

3 製品

(1) 製材品

国産・ 外材別	品 目				
	樹 種	材 種	規 格 (厚cm×幅cm×長m)	等級	
国産材	ま つ	平 角	10.5~12.0×24.0×3.65~4.0	2級	
	す ぎ	正 角	10.5×10.5×3.0	〃	
			12.0×12.0×3.0	〃	
			10.5×10.5×3.65~4.0	〃	
	ひ の き	正 角 (乾燥材)	10.5×10.5×3.0	〃	
			12.0×12.0×3.0	〃	
		正 角	10.5×10.5×3.0	〃	
			12.0×12.0×3.0	〃	
	えぞ・とどまつ	正 角 板	10.5×10.5×3.65~4.0	〃	
			1.2~1.5×21.0~24.0×3.65~4.0	1級	
	外材	米 材	米まつ	平 角	10.5~12.0×24.0×3.65~4.0
米つが			正 角	防腐処理材	12.0×12.0×4.0
		防腐処理材 (乾燥材)		12.0×12.0×4.0	〃
北洋材		北洋 えぞまつ	板	1.2~1.5×15.0×3.65~4.0	1級

(2) 合板

製品別	品 目		規 格 (厚cm×幅cm×長m)
普通合板	針葉樹合板	1 類	1.2 ×91×1.82

(3) 集成材

製品別	品 目		規 格 (厚cm×幅cm×長m)
集成材	ホワイトウッド集成管柱	1 等	10.5×10.5×3.0

オ 調査方法

(7) 調査客体の選定及び調査実施に当たっての事前説明

既存調査客体の脱落により選定替えする場合は、農政事務所を通じ農林水産省統計部と協議し、統計・情報センターにおいて選定し、調査は選定した調査客体の調査への協力を確認してから実施している。

調査実施に当たっての事前説明等については、統計・情報センターの職員は新規調査客体に対して、調査開始前に調査票、調査票の記入の仕方、返信用封筒（オンライン調査の場合はオンラインシステムの説明等）を配付するとともに、調査の主旨、調査内容、調査の実施に

当たって留意すべき事項（調査上の定義、調査銘柄、調査から除外する価格、取引事例がない場合又は取引があっても正常な価格でない場合の取扱等）について説明を行っている。

なお、前年からの継続客体に関しては、翌年の調査への協力依頼及び調査の継続の意向の確認を行っている。

- (イ) 定められた期日までに調査票の提出がない場合の対応及び照会対応  
定められた期日までに調査票の提出がない場合は、農林水産省地方統計組織から調査客体に対し督促を行っている。ただし、回数は原則として1回としている。

調査客体からの照会については、農林水産省地方統計組織で対応している。

- (ウ) 調査票の審査及び疑義照会

調査票は農林水産省地方統計組織が回収する。農林水産省地方統計組織は回収した調査票について次の事項に留意して審査を行い、疑義があった場合は調査客体に照会し、報告内容に誤りがあった場合は調査客体了承を得た上で調査票の修正を行っている。

- a 調査品目別に前月価格との検討
- b 同一価格が連続して報告されている場合の信ぴょう性
- c 調査品目別に調査客体間の価格差及び対前月差の妥当性
- d 価格変動の大きい品目についての変動要因の記入の有無とその記載内容の妥当性

- (エ) 集計、検討及び報告

農林水産省地方組織は、審査が終了した調査票の内容をMicrosoft Office Excelをに入力し、都道府県平均価格、対前月差等を算出し都道府県別結果表を作成している。その後、作成した都道府県別結果表について、次の事項について留意して検討を行い、検討結果に基づき価格変動の要因を検討し、検討した価格の変動要因を都道府県別結果に追記し、農林水産省統計部生産流通消費統計課（以下「生産流通消費統計課」）にメール報告している。

- a 調査品目別に前月価格との検討
- b 調査品目間の相互関係及び変動傾向の検討
- c 素材の価格と木材製品卸売価格との関係の妥当性

- (オ) 結果の報告及び公表

生産流通消費統計課は、(エ)により報告された都道府県別結果表を審査し、疑義がある場合は農林水産省地方組織に対し疑義照会を行い、誤りが合った場合は修正を行う。審査が終了した都道府県別結果を集計し、全国平均価格を算出し、全国結果表を作成するとともに、その内容に基づき第1報として作成し毎月月末に公表している。

- (カ) 調査客体への謝金支給

農林水産省地方統計組織は、1年間の調査終了後、調査客体に謝金

を支給している。

(2) 農林水産省木材価格統計調査に係る請負業務の内容

請負業務は、木材価格統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷）、調査票の配付・回収、督促、照会対応、審査（疑義照会）、集計、都道府県別結果ファイル表、第1報結果表ファイルの作成である（別紙3）。

ア 業務期間

平成20年11月1日（契約後）から平成22年12月末日までとする。

イ 農林水産省からの貸与物件（提供時期）

- ① 調査関係用品の印刷原稿（契約後）（別紙4「調査客体配付用品一覧」）

なお、調査関係用品の見本については入札説明会において提示する。

- ② 平成21年調査客体リスト（変更があった場合にはその都度送付）（契約後）

- ③ 統計部長の公印の印影（契約後）

「調査のご協力をお願い」に押印するためのもの

- ④ 木材流通統計調査要領（入札説明会時）

- ⑤ 政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書（仮）（契約後）

- ⑥ トークン（認証用機器）（契約後）

「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワードを得るために用いるキーホルダー大のパスワード表示端末

- ⑦ 照会対応事例集（入札説明会時）

- ⑧ 都道府県別結果表様式（入札説明会時）

- ⑨ 第1報結果表様式（入札説明会時）

- ⑩ 平成20年調査結果（契約後）

回収した調査票の審査を実施する際に、前回の調査結果と比較するためのもの

ウ 業務内容

(7) 業務実施上の注意

本業務は次の各工程からなる。

- ① 実査準備（調査関係用品の印刷等）

- ② 実査（調査関係用品の配付、調査客体からの問い合わせ・苦情等対応、調査票の回収・督促等）

- ③ 審査（地域別・調査品目別に相互関係及び変動傾向の検討）

- ④ 集計、都道府県別結果表、第1報結果表の作成。

⑤ 調査客体への謝礼

- ・ 本業務の実施に当たり、作業フロー及び作業体制を明確にすること。
- ・ 本業務の実施に当たり、各工程において農林水産省から立ち会いの要請があった場合は認めること。
- ・ 本業務の各工程ごとの作業方針、スケジュールについて策定し、農林水産省と調整すること。
- ・ 事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めること。
- ・ 本業務の実施に当たり、守秘義務や調査統計について十分理解できるような研修を事前に行うこと。研修内容、スケジュールについては事前に農林水産省の了解を得ること。

(イ) 調査関係用品の印刷（11～12月）

- ① 本業務の実施に当たり、調査客体に送付する調査関係用品を農林水産省が貸与した原稿を基に作成・印刷すること。
- ② 各調査関係用品の印刷部数は、農林水産省が掲示する調査客体数を基数とすること。（別紙4「調査客体配付用品一覧」の積算内訳を参考にすること）。
- ③ 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省に印刷仕様（紙質、色など）を提示し了解を得ること。
- ④ 各調査関係用品の印刷の留意点
  - ・ 調査票及び調査票の記入の仕方  
農林水産省が提示する原稿を基に作成する。
  - ・ 調査のご協力をお願い  
統計部長名の公文書とする。  
印刷する公印の印影は、農林水産省が貸与するものを使用すること（印影は赤とする）。
  - ・ 送付用封筒（調査関係用品送付用）  
印刷原稿を作成すること。実施機関名は「農林水産省木材価格統計調査事務局」とする。
  - ・ 返信用封筒（調査票返信用）  
印刷原稿を作成し、料金受取人払いとする。実施機関名は「農林水産省木材価格統計調査事務局」とする。

(ウ) 調査客体への連絡確認（11～12月）

毎年11～12月に調査客体を訪問し、翌年の調査の協力をお願いする。その際、インターネットが整備されている調査客体については、オンライン調査についても協力を求めること。

なお、木材の価格水準及びその変動を的確に把握する観点から調査客体は可能な限り継続することとしているので、継続して調査ができるよう協力をお願いすること。

ただし、やむをえず調査の継続が困難となった場合は、次のとおりとすること。

- ① 農林水産省に対して調査客体名と継続が困難となった理由を連絡すること。
- ② 農林水産省はその連絡を受けた後、代替の調査客体を選定し翌年の調査の依頼を行うので、民間業者は農林水産省から調査の依頼が完了した旨の連絡を受けた後、その調査客体を訪問し調査の実施に関する連絡を行うこと。

(イ) 調査関係用品の配付（11～12月）

調査客体に対し、調査票、返信用封筒、調査票の記入の仕方等の必要資料を郵送すること。

なお、郵送は信書便による。

(オ) オンライン調査システムの調査回答者情報等登録作業（年12回）

毎月5日までに「政府統計共同利用システム オンライン調査システム」上において調査回答者情報等の登録作業を行う。

作業手順については、「政府共同利用システム オンライン調査システム利用手順書（仮）」を参照する。

なお、作業場所については民間業者で用意すること。

ただし、情報セキュリティ管理の観点から作業場所については、セキュリティ対策を講じること。

平成20年3月現在のオンライン調査の実施状況は以下のとおりである。

- |               |        |          |
|---------------|--------|----------|
| ・素材・木材チップ価格調査 | 報告者数39 | （登録者数67） |
| ・木材製品卸売価格調査   | 報告者数10 | （登録者数15） |

(カ) 問い合わせ・苦情等対応（随時）

① 調査全体及び調査項目に関する問い合わせ・苦情等の対応については、農林水産省が貸与する照会対応事例集に基づいて、問い合わせ・苦情等対応マニュアルを作成し、農林水産省の了承を得ること。

なお、照会対応事例集については入札説明会において提示する。

② 問い合わせ、苦情対応等対応業務を行う者に対しては、事前に本業務の内容を充分理解させること。

③ 最新の問い合わせ、苦情等の対応状況を「木材価格統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況」（別紙5）に取りまとめ、毎月20日、25日に農林水産省に提出すること。

(キ) 調査票の回収及び督促

① 調査票の回収方法は郵送のほか、調査客体の了解が得られた場合はFAX又はオンラインシステム等によることができるものとする。

特に、オンラインシステムについては、調査客体の利用拡大に努めること。

なお、平成20年3月現在の調査客体におけるオンラインシステムの利用割合は約10%である。

- ② 毎月20日までに調査票が提出されない調査客体に対し、督促を行う。

なお、調査票の回収率は100%とすること。

- ③ 最新の調査票の受付・督促状況を「木材価格統計調査 受付・督促状況」（別紙6）に取りまとめ、毎月20日、25日に農林水産省に提出すること。

- (ク) 調査票の審査、調査客体への照会（年12回）

報告された調査票の内容について、農林水産省が示す審査要領に基づき価格の妥当性等の審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、報告値を修正する。

なお、審査要領については入札説明会において提示する。

- (ケ) 調査票の電子化（調査票ファイルの作成・報告）（年12回）

審査を終了した調査票により、毎月、都道府県別に「調査票ファイル」（参考1、2）の電子ファイルを作成し、毎月25日までに農林水産省に提出する。

また、審査済み調査票について、毎月末日までに農林水産省に郵送する。

- (コ) 都道府県別結果表ファイルの作成・報告（年12回）

審査を終了した調査票を使用して集計を行うとともに、品目別の価格変動要因を備考欄に記入のうえ「都道府県結果表ファイル」（参考3、4）を作成し、毎月25日までに農林水産省にメールで提出する。

- (カ) 第1報結果表ファイルの作成・報告（年12回）

(コ)で作成した都道府県別結果表ファイルを使用して集計を行い、農林水産省が毎月公表する「第1報結果表」を作成し、毎月25日までにメールで農林水産省に提出する。

なお、「第1報結果表ファイル」の様式については入札説明会において提示する。

- (キ) 第1報結果表ファイルの作成に当たっての留意点

- ① 農林水産省が貸与する前回調査結果との比較、調査品目別、都道府県別に相互関係及び変動傾向の検討を行い、必要に応じてデータの修正を行う。また、農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合はその要因を調査し、必要に応じてデータの修正を行うこと。

- ② 農林水産省が調査結果について確認を求めた場合は応じること。

- (ク) 調査客体に対する謝礼

調査客体に対し、1年間の調査終了後、謝礼として謝金又は報奨品を支給すること。謝金の支払は口座振込による。また、謝金を調査客体の口座に振込した証明、報奨品を配付した証明を農林水産省に提出



こと。なお、謝金又は報奨品の支給に係る業務（謝金の単価設定、調査客体への振込口座の確認、報奨品の選定、諸経費の負担等）については民間事業者が行う。

#### エ 情報セキュリティ管理

(7) 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して的確な調査情報の管理を行うこと。

なお、セキュリティマニュアルは4(2)イの企画書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること。（特に、前年・当年調査票、調査客体リストについては細心の注意を払うこと。）

(イ) 調査関係用品、納品物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体類は契約終了時までには粉碎等により廃棄すること。

(ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、農林水産省に報告し、今後の対応方針について協議すること。

#### オ 納品物件（納品時期）（ウ 業務内容との対応）

電子ファイル及び紙媒体で納品すること。

(7) 調査票 50部（紙媒体・印刷終了時）

(イ) 全調査関係用品 5セット（印刷終了時）

（全調査関係用品とは、調査票、調査票の記入の仕方など、別紙4「調査関係用品一覧」に掲げる印刷物を一つにまとめたものを1セットとしたもの。）農林水産省の執務用・保存用として保管する。

(ウ) 調査票ファイル（毎月25日まで）

(エ) 都道府県別結果表ファイル（毎月25日まで）

(オ) 第1報結果表ファイル（毎月25日まで）

(カ) 審査済み調査票（毎月末日まで）

#### (3) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は前記(2)ウで示した本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は「農林水産省木材価格統計調査事務局」という名称を用いて督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び農林水産省の受託事業である旨は、調査客体へ配付する「調査のご協力をお願い」に明記する。

また、民間事業者は、調査客体からの調査票の返送先を確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所、FAX番号を農林水産省に報告すること。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置することとする。

担当者は業務履行時間内（平日9:00～18:00）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

(4) 契約金の支払いについて農林水産省は、8(1)アに示す民間事業者からの報告等により、適正な実施がなされたことを確認し、年度ごとに契約金額を支払う。

(5) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たって調査結果の質を確保するため、以下の対応を行うこととする。

ア 本業務の実施に当たり、1(2)ウ(7)で示す各工程毎に民間事業者が策定し、あらかじめ農林水産省と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合に、農林水産省が貸与する照会対応事例集に沿って対応すること。

ウ 本調査は、価格変動以外の要因により正確な価格変動が把握できないことを無くすため、調査客体を任意に選定し、調査客体の調査への協力への了解を得て、可能な限り固定している。このことから調査票の回収率は、一連の業務（督促業務等）を通じ、100%を達成すること。

なお、毎月20日時点で回収状況を確認し、100%の達成が困難な場合には、農林水産省の指示を仰ぐこと。

また、回収率の実績値について、100%を達成できなかった場合は、民間事業者は各年ごとに業務期間終了後の事業報告書（後述）において、要因について分析し報告する。

エ 調査票の審査及び調査票・結果表ファイルの作成については、木材流通統計調査要領に基づき審査・集計・検討の上、作成することとし、このことについては必ず履行すること。

オ (2)オ(ウ)の調査票ファイル（毎月25日まで）、(2)オ(エ)都道府県別結果表ファイル（毎月25日まで）、(2)オ(オ)第1報結果表ファイル（毎月25日まで）、(2)オ(カ)審査済み調査票（毎月末日まで）について報告期日を厳守すること。

## 2 木材価格統計調査の契約期間

契約期間は、平成20年11月（契約後）から平成22年12月末日までとする。

## 3 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

## 4 民間競争入札に参加する者の募集

### (1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成20年8月下旬頃
イ 入札説明会	平成20年8月下旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成20年9月上旬頃
エ 入札書類提出期限	平成20年9月中旬頃
オ 入札書類の評価	平成20年10月中旬頃
カ 開札	平成20年10月下旬頃
キ 契約の締結	平成20年10月下旬頃
ク 業務の引継ぎ	平成20年11月上旬から

## (2) 入札実施手続

### ア 入札説明会後の質問受付

入札説明会に参加した者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省の回答は入札説明会に参加したすべての者に公開することとする。

### イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を提出することとする。なお、上記入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第10条各号に規定する欠落事由の審査に必要な書類を添付すること。

### ウ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、5で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 実施計画
- (イ) 実施体制・役割分担
- (ウ) 組織及び本業務従事予定者の専門性
- (エ) 本業務遂行のための経営基盤・管理体制、設備・環境
- (オ) 本業務従事予定者の研修
- (カ) セキュリティ対策
- (キ) 調査関係用品の印刷・配付
- (ク) 受付
- (ケ) 審査・集計
- (コ) 問い合わせ・苦情等対応
- (サ) 督促
- (シ) 第1報結果表ファイル及び都道府県別結果表ファイルの作成及び報告

## 5 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

なお、評価においては、外部有識者（評価者）による審査も行うこととする。

- (1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定（詳細は別紙12「評価項目一覧」参照）

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の

目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

#### ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の1から3の必須項目（最低限の要求項目）を満たしていることを確認する。すべて満たす場合は合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

##### 1. 実施計画

###### 1. 1 実施計画

- ・ 実施計画（スケジュール）は、農林水産省の示す要件が満たされているか。

##### 2. 実施体制

###### 2. 1 実施体制・役割分担

- ・ 本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立しているか。
- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。

###### 2. 2 組織及び本業務従事予定者の専門性

- ・ 本業務従事予定者は、我が国の食料・農林水産業についての知識を有しているか。

###### 2. 3 本業務遂行のための経営基盤・管理体制、設備・環境

- ・ 支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。
- ・ 本業務を実施する場所及び設備環境（電話、FAX、インターネット等）について十分な実施体制が用意されているか。

###### 2. 4 本業務従事予定者の研修

- ・ 教育（研修）のプログラムの概要が必要な内容を含むか（木材価格統計調査について、秘密の保護についてなど）。

###### 2. 5 セキュリティ対策

- ・ 農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか（1(2)の「エ 情報セキュリティ管理」参照）。

##### 3. 個別業務の実施方法

###### 3. 1 調査関係用品の印刷・配付

- ・ 印刷・配付の手順が具体的に示されているか。

###### 3. 2 受付

- ・ 受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。

###### 3. 3 審査・集計

- ・ 審査・集計業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。

###### 3. 4 問い合わせ・苦情等対応

- ・ 問い合わせや苦情対応の手順が具体的に示されているか。

###### 3. 5 督促

- ・ 時期・回数など、督促の実施方法が具体的に示されているか。
3. 6 調査票ファイル、第1報結果表ファイル及び都道府県別統計表ファイルの作成及び報告
- ・ 調査票ファイル、第1報結果表ファイル及び都道府県別結果表ファイルの作成及び報告についての手順が具体的に示されているか。

## イ 加点項目審査

上記アで合格となった入札参加者に対して、次の1から3の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表審査基準により0点から3点を付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点の算術平均に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

表 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

### 1. 実施計画

#### 1. 1 実施計画

- ・ 業務手順について、効率的に調査を実施するための工夫が示されているか。[加重3]

#### 2. 実施体制

##### 2. 1 実施体制・役割分担

- ・ 統計調査に精通した責任者であるか。[加重2]
- ・ 農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。[加重2]

##### 2. 2 組織及び本業務従事予定者の専門性

- ・ 電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか。[加重1]
- ・ 類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。[加重3]
- ・ ISO9001の認証を受けているか。

実施組織・部門が認証をうけているかを評価する。この項目に限り得点配分は以下のとおりとする。

認証を受けていない… 0点、認証を受けている… 3点

2. 3 本業務遂行のための経営基盤・管理体制、設備・環境
  - ・ 調査客体へ督促した日とその内容、調査客体からの疑義照会に対する回答の内容等を正確に記録し、それらを報告できるか。  
[加重 1]
2. 4 本業務従事予定者の研修
  - ・ 研修の計画に工夫がみられるか（研修方法、研修時間など）。  
[加重 1]
  - ・ 統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫があるか。  
[加重 1]
2. 5 セキュリティ対策
  - ・ プライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証と同等以上の情報処理の手法を有しているか。[加重 2]
  - ・ 効果的かつ実現可能な対策が具体的に示されているか。  
[加重 2]
3. 個別業務の実施方法
  3. 1 調査関係用品の印刷・配付
    - ・ 調査のお願い等の作成に工夫がみられるか。[加重 2]
  3. 2 受付
    - ・ 受付業務を効率的に行うために効果的な工夫がみられるか。  
[加重 3]
  3. 3 審査・集計
    - ・ 審査業務において、疑義照会の方法に効果的な工夫がみられるか。[加重 4]
    - ・ 審査・集計を迅速・的確に行うための工夫がみられるか。  
[加重 4]
  3. 4 問い合わせ・苦情等対応
    - ・ 迅速かつ適切な対応を行うための工夫がみられるか。[加重 3]
  3. 5 督促
    - ・ 督促において、効果的・効率的に回収を行うための工夫がみられるか。[加重 3]
  3. 6 調査票ファイル、第 1 報結果表ファイル及び都道府県別結果表ファイルの作成及び報告
    - ・ 第 1 報結果表ファイル及び都道府県別結果表ファイルの作成及び報告を効果的に行う工夫がみられるか。[加重 3]
    - ・ 農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか。  
[加重 2]

## (2) 落札方式及び得点配分

### ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「イ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別紙 8 「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、すべて満たしていること。

### イ 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

$$\text{技術点} = \text{基礎点} + \text{加点} (\ast) 1$$

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} (\ast 2) \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

※ 1 : 評価項目の得点は基礎点と加点の 2 種類に分かれており、その合計にて評価項目ごとの得点が決まる。(得点配分は別紙 8 「評価項目一覧」の「得点配分」欄を参照)

※ 2 : 技術点の配点と価格点の配点はウのとおりとする。

### ウ 得点配分

技術点に関し、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を 100 点、実施体制、実績を評価する項目の配分を 100 点とする。

技術点	200点
価格点	100点

## (3) 評価の手続き

### ア 技術点の算出

まず、別紙 8 「評価項目一覧」の「(項番 1 ~ 3)」の評価項目が必須の「企画書項番号」に提案書の項番号が記載されていることを確認し、項番号が記入されていない場合は不合格とする。

基礎点は、別紙 8 「評価項目一覧」に記載される、「項番 1 ~ 3」のうち必須とされた項目(最低限の要求要件)についてすべて満たす場合は 70 点とし、1 つでも満たしていない場合は 0 点とし失格する。加点は、加点項目について審査を行った結果を各評価者の評価結果を合計し、それを平均して加点(138 点満点)を算出する。

### イ 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「③ア 技術点の算出」により与えられる技術点
- ② 「②イ 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点



(4) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)イ総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(5) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

6 木材価格統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

木材価格統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示（案）」のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

7 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するための政府統計共同利用システムへのアクセス権を付与する。

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 民間事業者は、次の(ア)から(オ)について、農林水産省に報告するとともに、必要に応じて農林水産省から求められた場合にも同様に報告することとする。

なお、下記以外の物件を求めること、また下記の物件を下記納品時期以外に求めることがある。

- (ア) 問い合わせ・苦情等対応状況（毎月1回）（別紙5）

- (イ) 調査票受付・督促状況（毎月１回）（別紙６）
- (ウ) 疑義照会状況（毎月１回）（別紙７）
- (エ) 勤務体制表（毎月１回）
  - ・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表
  - ・ 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告
  - ・ 勤務体制については、各工程に作業責任者をおき、氏名、所属、連絡先を報告
  - ・ 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告
- (オ) 事業報告書（各年ごとに12月末日までに提出）

イ 農林水産省は、民間事業者から受けた8(1)アについて各年取りまとめの上、官民競争入札等監理委員会に報告するとともに、22年3月末までに公表するものとする。

## (2) 調査について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからウによるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### ア 民間事業者への電話（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、適切な照会対応をしているかどうかを詳細に調べる。

### イ 調査客体への電話（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事するものによる調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に農林水産省から電話をし、不正行為の有無の確認をとる。

### ウ 従来の実施状況との比較（毎月２回）

回収率について実績値と比較するため、毎月20日、25日の2回、農林水産省に報告する。

## (3) 指示について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する

ために、上記(2)の調査結果等により必要があると認められるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、農林水産省に対して助言、協力を求めることができる。

#### (4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

#### (5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

##### ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

##### イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

##### ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

ただし、1(2)ウ(ス)の調査客体に対する謝礼を除く。

##### エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課」や「木材価格統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実

のみ簡潔に記載する場合を除く。)及び当該自ら行う業務が木材価格統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

#### オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

#### カ 記録・帳簿書類

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

#### キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

#### ケ 再委託

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、上記(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

#### コ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

#### サ 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- (イ) 法第14条第2項第3号及び第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- (ウ) 本契約に従って本業務を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (エ) 上記(ウ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があつたとき
- (オ) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- (キ) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- (ク) 暴力団員を業務の統括者又は従業者としていることが明らかになったとき
- (ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- (コ) 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事するものによる調査票の不正記入等の不正行為が明らかになったとき。

#### シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

### 9 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する損害賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125条）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業

者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害賠償の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

(3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を履行できないときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了の日までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。また、8(5)サの規定により農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

## 10 実績評価

### (1) 実施状況に関する調査の時期

木材価格統計調査の実施状況については、各年ごとの業務終了時点における状況を調査するものとする。

### (2) 調査の実施方法

農林水産省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者の実施状況を調査する。回収率を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。

### (3) 調査項目

ア 調査票の回収率

イ 報告の遅延回数及び遅延日数

ウ 報告値の修正回数

エ 実施経費（業務終了時点）

質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

- (4) 農林水産省は必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。
- (5) 農林水産省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

## 11 その他実施に関し必要な事項

### (1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院から必要と認められるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

### (2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（昭和22年法律第18号）その他関係法令を遵守するものとする。

特に、統計法は第14条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

- (3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- (4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 8(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は8(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の答弁をしたもの。

イ 正当な理由なく、8(3)による指示に違反した者。

- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違法行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。

### (6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合に

は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

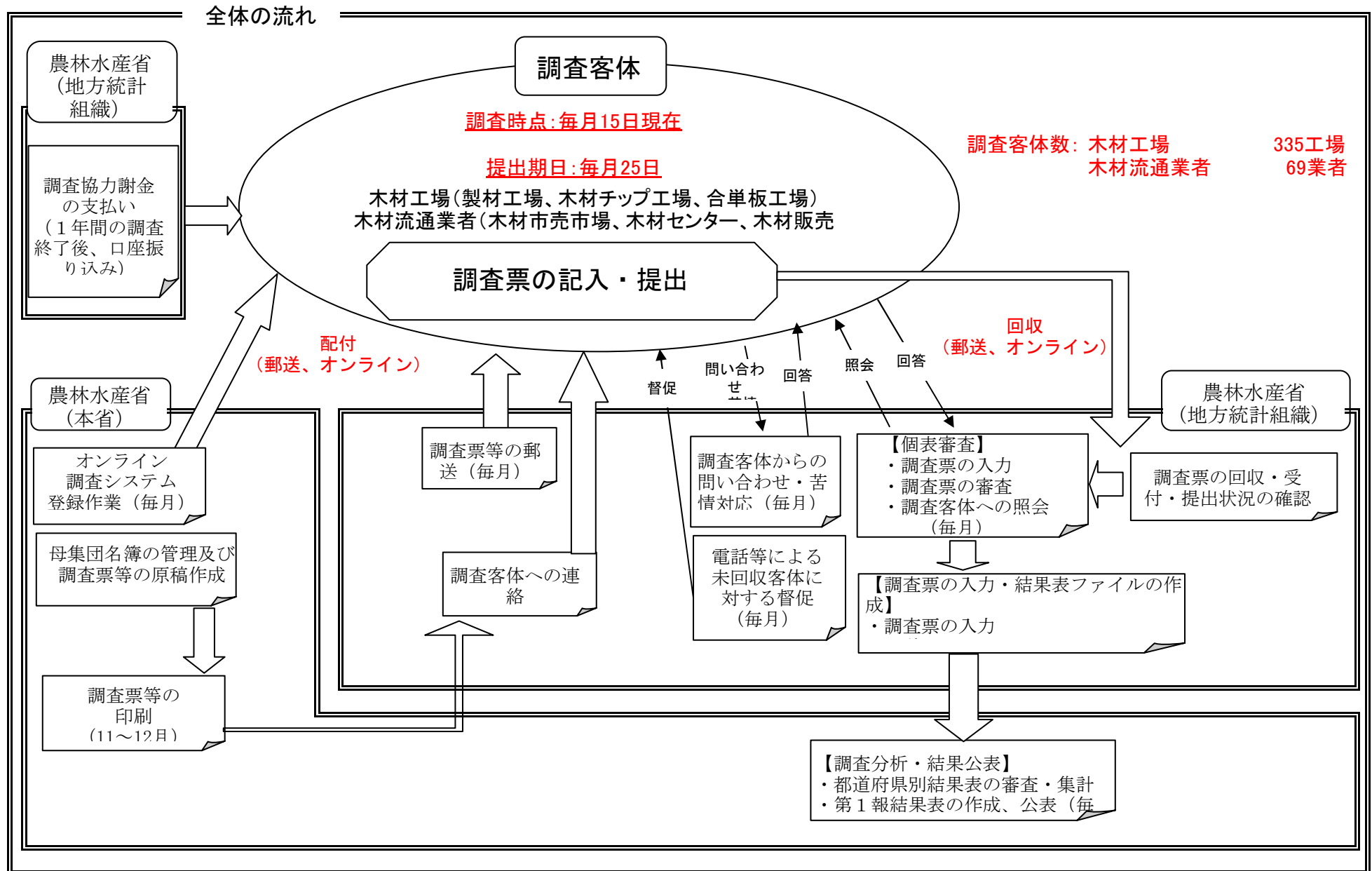
イ 本業務の実施状況に係る監督は、8(2)により行うこととする。



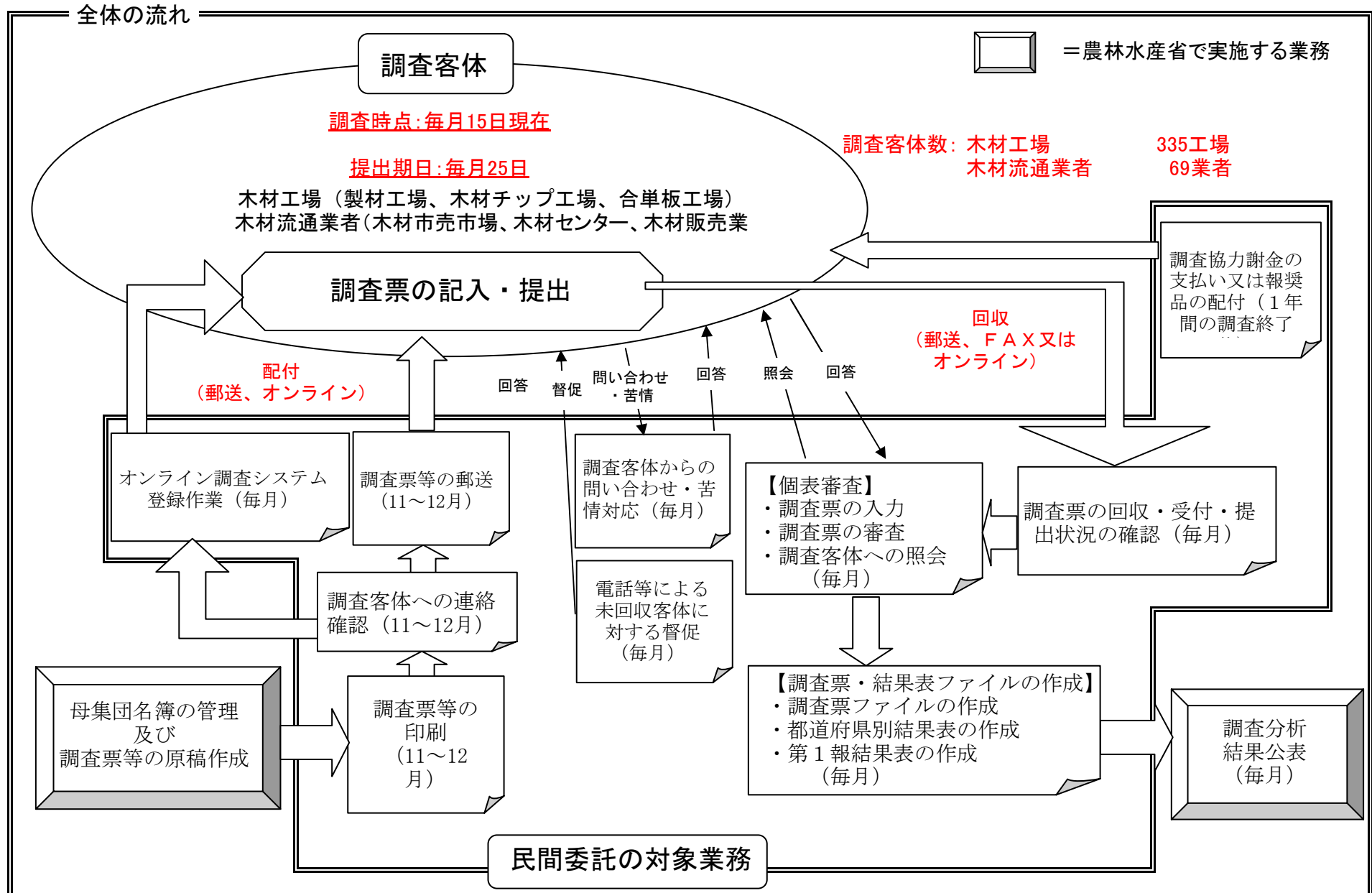
## 平成21、22年 木材価格統計調査 都道府県別客体数（案）

		木材流通統計調査	
		木材価格調査	
		素材・チップ 価格調査	木材製品卸 売価格調査
	北海道	32	7
東	宮城	16	-
	青森	11	-
	岩手	15	-
	秋田	15	-
北	山形	12	-
	福島	12	-
関	埼玉	-	7
	茨城	-	-
	栃木	7	-
	群馬	-	-
	千葉	-	8
	東京都	-	5
	神奈川県	-	8
東	山梨	-	-
	長野	4	-
	静岡	15	-
北	石川	4	-
	新潟	11	-
	富山	8	-
陸	福井	-	-
	愛知	6	7
海	岐阜	6	-
	三重	12	-
	京都	8	-
近	滋賀	-	-
	大阪	-	10
	兵庫	-	5
	奈良	6	-
畿	和歌山	14	-
	岡山	6	-
中	鳥取	1	-
	島根	9	-
	広島	14	5
四	山口	8	-
	徳島	8	-
	香川	-	-
国	愛媛	10	-
	高知	10	-
九	熊本	13	-
	福岡	11	7
	佐賀	-	-
	長崎	-	-
	大分	9	-
州	宮崎	13	-
	鹿児島	9	-
沖	沖縄	-	-

# 木材価格統計調査の流れ図（従来の実施方法）



# 木材価格統計調査の流れ図（実施方法）（案）



## 調査客体配付用品一覧

調査関係用品番号	関係用品・作成物	農水省からの貸与 (○必須)	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	調査客体への送付時期	積算内訳
1	木材価格統計調査記入の仕方	○	○	11	11~12月	積算: 400(調査客体数) × 1.25(予備) + 農林水産省提出分60=560
2	木材価格統計調査調査票	○	○	11	11~12月	積算: 400(調査客体数) × 12(12か月分) × 1.25(予備) + 60(農林水産省提出分)=6060
3	調査のご協力をお願い	×	○	×	11~12月	積算: 400(調査客体数) × 1.25 + 60(農林水産省提出分)=560
4	送付用封筒(調査関係用品送付用)	×	○	×	11~12月	積算: 400(調査客体数) × 1.25 + 60(農林水産省提出分)=560
5	返信用封筒(調査票返信用)	×	○	×	11~12月	積算: 400(調査客体数) × 12(12か月分) × 1.25 + 60(農林水産省提出分)=6060
6	木材価格統計調査 オンライン調査システム操作ガイド	○	×	×	随時	オンライン調査を新たに希望する客体に配付
7	オンライン調査用コード・ID	×	×	×	随時	オンライン調査を新たに希望する客体に配付







評価項目一覧

企画書の目次				評価項目	評価の観点	得点配分			企画書項目番号
大項目	中項目	小項目	細項目			必須 (基礎点)	加点	加重	
<b>1 実施計画</b>									
	1.1	実施計画	☆	・実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	7	-		
			☆	・業務手順について、効率的に調査を実施する工夫が示されているか	調査の効率化	-	9	3	
<b>2 実施体制</b>									
	2.1	実施体制・役割分担		・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか	基本的な組織体制	5	-		
				・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか		5			
				・統計調査に精通した責任者はいるか	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	6	2	
				・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか		-	6	2	
	2.2	組織及び本業務従事予定者の専門性		・本業務従事予定者は、我が国の食料・農林水産業についての知識を有しているか	専門性	5	-		
				・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか。	処理能力	-	3	1	
				・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか	実務実績	-	9	3	
				・ISO9001の認証を受けているか 注)	資格	-	3		
	2.3	本業務遂行のための経営基盤・管理体制、設備・環境		・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか	基本的な設備環境と財務基盤	5	-		
				・本業務を実施する場所及び設備環境(電話、FAX、インターネット等)について十分な実施体制が用意されているか		5			
				・調査客体へ督促した日とその内容、調査客体からの疑義照会に対する回答の内容等を正確に記録し、それらを報告できるか	管理能力		3	1	
	2.4	本業務従事予定者の研修		・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(木材価格統計調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	5	-		
			☆	・研修の計画に工夫がみられるか(研修方法、研修時間など)	研修計画	-	3	1	
			☆	・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫があるか		-	3	1	
	2.5	セキュリティ対策		・農林水産省の示すセキュリティ管理の要件(7頁)が満たされているか	基本的なセキュリティ	5	-		
				・プライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証と同等以上の情報処理の手法を確立しているか	万全なセキュリティ	-	6	2	
				・効果的かつ実現可能な対策が具体的に示されているか	万全なセキュリティ	-	6	2	
<b>3 個別業務の実施方法</b>									
	3.1	調査関係用品の印刷・配付		・印刷・配付の手順が具体的に示されているか	基本的手法	4	-		
			☆	・調査のお願い等の作成に工夫がみられるか	配付用品の質	-	6	2	
	3.2	受付		・受付業務の手順等実施方針が具体的に示されているか	基本的手法	5	-		
			☆	・受付業務を効率的に行うために効果的な工夫がみられるか	受付業務の質	-	9	3	
	3.3	審査・集計		・審査・集計業務の手順等実施方法が具体的に示されているか	基本的手法	6	-		
			☆	・審査業務において、疑義照会の方法に効果的な工夫がみられるか	照会対応の質	-	12	4	
			☆	・審査・集計を迅速・的確に行うための工夫がみられるか	審査業務の質		12	4	
	3.4	問い合わせ・苦情等対応		・問い合わせや苦情等対応の手順が具体的に示されているか	基本的手法	4	-		
			☆	・迅速かつ適切な対応を行うための工夫がみられるか	苦情対応の工夫		9	3	
	3.5	督促		・時期・回数など、督促の実施方法が具体的に示されているか	基本的手法	5	-		
			☆	・督促において、効果的・効率的に回収を行うための工夫がみられるか	督促の運営と質		9	3	
	3.6	調査票ファイル、第1報結果表ファイル及び都道府県別結果表ファイルの作成及び報告		・調査票ファイル、第1報結果表ファイル及び都道府県別結果表ファイルの作成及び報告についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	5	-		
			☆	・第1報結果表ファイル及び都道府県別結果表ファイルの作成及び報告を効果的に行う工夫がみられるか	効率化	-	9	3	
				・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか	効率化	-	6	2	
						71	129		
☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目						88	7	81	
実施体制、実績を評価する項目						112	64	48	
技術点合計						200	71	129	

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごと3点満点で、0~3点の4段階により評価  
 注)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う



## 従来の実施状況に関する情報の開示（案）

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成17年度	平成18年度	平成19年度
(農林水産省)				
人件費	常勤職員	5,852	5,852	5,136
	非常勤職員	—	—	—
物件費		6,407	5,230	4,387
委託費（調査協力謝金）		1,934	2,215	2,269
計		14,193	13,297	11,792
(注記事項)				
1. 業務の実施期間は、1月から12月までの1年間。				
2. 経費のうち、人件費については、委託範囲に該当する全国の農政事務所及び統計・情報センターの数値を集計したものである。				
3. 各費目の内容及び算出方法は以下のとおり。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○統計・情報センター分           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成17年度は平成17年1～12月、平成18年度は平成18年1～12月、平成19年度は平成19年1～12月の数値を集計したもの。</li> <li>・センター分               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全国の統計・情報センターを客体数により、大・中・小の3階層に分け、各階層から統計・情報センター5か所を無作為に選定。</li> <li>② 選定した各統計・情報センターにおける担当職員の給与、諸手当、国家公務員共済組合負担金を合計した値に、担当職員の年間業務のうち本調査の占める業務割合を乗じ、本調査にかかる人件費を算出。</li> <li>③ 各統計・情報センターの人件費を合計した値を、選定した統計・情報センター5か所の客体数で除し、階層ごとに1客体当たりの人件費を算出。</li> <li>④ 各階層に属する全国の統計・情報センターの客体数に、③で算出した1客体当たりの人件費を乗じ、階層別の人件費を推計。さらに、人件費を合計し、本調査における全国の人件費を算出。</li> <li>⑤ 平成17年度及び平成18年度の人件費（常勤職員）は、平成19年度のデータを基に算出した③の1客体当たりの人件費に、平成17年度及び平成18年度の階層別の客体数を乗じて階層別の人件費を推計し、それらを合計して全国の人件費を算出。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・事務所分               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全国の農政事務所（局含む。）から5か所を無作為に選定。</li> <li>② 選定した農政事務所における担当職員の給与、諸手当、国家公務員共済組合負担金を合計した値に、担当職員の年間業務のうち本調査の占める業務割合を乗じ、本調査にかかる人件費を算出。</li> <li>③ 各農政事務所の人件費を合計した値を、選定した農政事務所の客体数で除し、1客体当たりの人件費を算出。</li> <li>④ 全国の客体数に、③で算出した1客体当たりの人件費を乗じ、本調査における全国の人件費を算出。</li> <li>⑤ 平成17年度及び平成18年度の人件費（常勤職員）は、平成19年度のデータを基に算出した③の1客体当たりの人件費に、平成17年度及び平成18年度の客体数を乗じて全国の人件費を算出。</li> </ul> </li> </ul> <li>○物件費           <ul style="list-style-type: none"> <li>印刷製本費（調査票等関係書類）、通信運搬費（郵送料）、備品費、消耗品費、被服費、光熱費、通信費（電話料）、自動車関係費、借料（パソコン等）、保守料</li> </ul> </li>				

※物件費のなかで、本業務に要した経費が特定できないもの（印刷製本費及び通信運搬費以外）のものについては、下記のとおりの方法により算出している。

- ① 各経費を積み上げたものを、農林水産省統計部で調査をしている全調査客  
体数で除し、1客体当たり物件費を算出する。
- ② 本業務の客体数に、①で算出した1客体当たり物件費を乗じ物件費（本業  
務に要した経費が特定できないもの）を算出  
なお、19年度については、18年度の1客体当たり物件費で算出

○委託費

調査協力謝金を計上した。

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
常勤職員	1.116	1.116	0.993	
非常勤職員	—	—	—	
<p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <p>○ 統計調査、木材の需給及び価格に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象工場・卸売業者、業界に関する予備知識が必要。</p> <p>○ 木材価格統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。</p>				
<p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <p>○ 本調査は月別調査であるため、時期による業務の繁閑はほとんどない。また、常勤職員の月毎の配置状況は変わらない。</p>				
<p>(注意事項)</p> <p>1. 委託対象の業務に年度を通じて直接従事した常勤職員の人数を記載。</p> <p>2. 常勤職員は他の業務を兼務しているので、当該業務に携わる比率を考慮して算定。</p> <p>3. 具体的には、業務に従事した日（時間）数を年間の営業日（時間）数で除し、人員を算出。</p> <p>4. 人員については、全国の統計・情報センターの数値を集計したものである。</p>				

**3 従来の実施に要した施設及び設備****【地方農政局、地方農政事務所、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局】**

- 設備  
電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバ、LAN、書庫、机・いす
- 施設  
各庁舎の一角

**【統計・情報センター】**

- 設備  
電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、LAN、書庫、机・いす
- 施設  
各庁舎の一角

**(注記事項)**

1. 施設及び設備について、各地方農政局、各地方農政事務所、北海道農政事務所、沖縄総合事務局、各統計・情報センターで使用している設備にあまり差異はないため、代表例として示している。
2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制だが、電話、FAX、コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
3. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

## 4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
素材・木材チップ価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%
木材製品卸売価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

## 1 回収率の算定根拠

回収率（年間）は、以下により算出したものである。

## ①平成17年度

○素材・木材チップ価格調査（回収率100%）

調査対象数：（378工場×12ヶ月＝4,536）工場等、回収数：（4,536）工場等

○木材製品卸売価格調査（回収率100%）

（77卸売市場等×12ヶ月＝924）卸売市場等、回収数：（924）卸売市場等

## ②平成18年度

○素材・木材チップ価格調査（回収率100%）

調査対象数：（375工場×12ヶ月＝4,500）工場等、回収数：（4,500）工場等

○木材製品卸売価格調査（回収率100%）

（77卸売市場等×12ヶ月＝924）卸売市場等、回収数：（924）卸売市場等

## ③平成19年度

○素材・木材チップ価格調査（回収率100%）

調査対象数：（360工場×12ヶ月＝4,320）工場等、回収数：（4,320）工場等

○木材製品卸売価格調査（回収率100%）

（72卸売市場等×12ヶ月＝864）卸売市場等、回収数：（864）卸売市場等

## 5 従来の実施方法

従来の実施方法（業務フロー図等）

別紙1 参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 地方統計組織との連絡を密にし、全国会議や地方会議において情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し改善を図ることにより、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 既存調査客体の脱落により選定替えする場合は、農政事務所を通じ農林水産省統計部と協議し、統計・情報センターにおいて選定し、調査は選定した調査客体の調査への協力を確認してから実施している。
- 調査票の回収から公表までの期間が短いため、調査結果を正確かつ迅速に集計することが重要である。

（注記事項）

1. 調査客体の継続率  
転業、廃業、その他理由により調査を継続することが不可能となった場合を除き、継続率は100%である。
2. 月別の回収率（19年実績）  
回収率は100%である。
- 4 素材・木材チップ価格調査
  - (1) 調査客体からの照会件数：3件
  - (2) 調査客体への疑義照会件数：36件
  - (3) 督促と回収率との関係  
毎月督促を行うことにより回収率100%を達成している。
- 5 木材製品卸売価格調査
  - (1) 調査客体からの照会件数：2件
  - (2) 調査客体への疑義照会件数：34件
  - (3) 督促と回収率との関係  
毎月督促を行うことにより回収率100%を達成している。